

山梨県特定家畜伝染病対策本部 本部員会議

次 第

日 時：令和3年5月11日（火）18:30～

場 所：防災新館409会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 豚熱について
 - (2) 経緯及び予定について
 - (3) 発生農場の概要について
 - (4) 今後の対応について
 - (5) 防疫スケジュールについて
 - (6) その他
- 3 知事からの指示事項
- 4 閉 会

1 豚熱について

豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で重篤な疾病とされています。

豚熱は、豚やイノシシの病気であって人に感染することはなく、仮に豚熱にかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

2 経緯及び予定

5月10日	<ul style="list-style-type: none">・当該農場から西部家畜保健衛生所に、50日から60日齢の子豚が5月9日（4頭）と10日（21頭）で25頭の死亡を確認したと通報あり・家畜防疫員が現地確認。検査材料を採取し、東部家畜保健衛生所に検体搬入・東部家畜保健衛生所で豚熱検査陽性と判定
5月11日	<ul style="list-style-type: none">・農研機構 動物衛生研究部門で豚熱の確定検査を実施・国において、患畜と判定・国の豚熱検査の結果判定（17時）・県対策本部開催（18時30分）・対策本部による防疫作業開始（20時）

3 当該農場の概要

所在地：中央市

飼養状況：2, 5 2 3 頭

4 今後の対応について

(1) ~ (5) について、本案件は農政部で対応。

(ただし、状況により農政部だけでの対応困難な場合は、他部局に要請)

(1) 疾病のまん延防止

① 当該農場が飼養する豚の全頭の殺処分・埋却処分、畜舎等消毒

② ワクチンを接種しているため、移動制限区域は設定不要。

当該農場を中心とした半径3km以内の農場 → 1戸

当該農場を中心とした半径10km以内の農場 → 12戸

(2) 消毒ポイントの設置

防疫作業期間内に消毒ポイントを農場出入り口に2箇所設置し、出入りする関係車両の消毒を徹底。

(3) 農場における飼養衛生管理基準の遵守

- ・ 早期発見・早期通報の強化
- ・ 人や車の消毒の徹底
- ・ 養豚農場へのイノシシ侵入防止対策の徹底

(4) 豚熱ワクチンの的確な接種

豚及びイノシシへの計画的な豚熱ワクチンの継続接種

(5) 野生イノシシの捕獲の強化及び監視体制の強化

- ・ 死亡及び捕獲イノシシのサーベイランス調査

(6) 風評被害対策

- ・ 県民への正確な情報の周知
- ・ 県HP等による情報発信

※上記以外に集合施設の運営については、福祉保健部に協力を依頼。

5 防疫スケジュールについて

防疫措置の経過（飼育頭数 2, 5 2 3 頭）

殺処分：5月14日（金）終了予定

埋却処分・畜舎消毒：6月1日（火）終了予定

5月

	11日(火)	12日(水)	13日(木)	14日(金)	15日(土)	16日(日)	25日(火)	6月1日(火)						
	確定日 1日	2日	3日	4日	5日	6日	~ 15日	~ 22日	~					
発生農場	豚熱患畜確定	殺処分 2,500頭 20:00 ~ 12:00		埋却 フレコンバック 1,300袋 8:00 ~ 17:00	汚染物品処理 畜舎消毒	防疫措置完了	畜舎消毒	畜舎消毒	終息					
周辺農場等		制限区域の設定は行わず												